

放光寺浄水場 2 系返送流量計修繕 仕様書

I. 一般事項

(適用)

第 1 条 本仕様書は放光寺浄水場 2 系返送流量計修繕に適用するものとし、設計書・本仕様書・図面により修繕業務を行うものとする。

(業務場所)

第 2 条 本業務の履行場所は下記のとおりとする。
・久留米市山本町豊田 放光寺浄水場地内

(施工概要)

第 3 条 本業務の施工概要は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 超音波流量計取替 | 1 台 |
| ・ 2 系返送流量計室及び展示棟 1 階 | |
| (2) 上記に伴う配管配線取替 | 1 式 |
| (3) 試運転調整 | 1 式 |
| (4) 発生材処分 | 1 式 |

(作業工程)

第 4 条 本業務の対象施設は現在稼動中の施設であり、施工にあたっては監督職員と協議を行い、施設の稼動に影響が出ないように、作業計画を立案し、施工すること。

(技術基準)

第 5 条 本業務で図面及び特記仕様書に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気・機械）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気・機械）」及び「公共建築設備工事標準図（電気・機械）」最新版により施工することを、原則とする。

(使用材料)

第 6 条 本業務で使用する使用材料は、日本工業規格（以下 J I S 規格という）及び日本水道協会規格（以下 J W W A 規格という）に規格化されているものはこれに適合するものを使用すると共に、事前に監督職員の承諾を受けること。

(安全一般)

第 7 条 受注者は施工にあたり、安全に留意して現場管理を行い、災害防止に努めなければならない。

(衛生管理)

第 8 条 本業務は重要な水道施設内での作業であるため、衛生上の必要な処置をとるものとする。また、水道法等に基づいて業務実施前に技術員（作業員）の検便検査を実施し、健康状態について報告すること。
検査項目は赤痢菌、腸チフス、パラチフス菌、腸管出血性大腸菌 O-157 及びサルモネラ菌の 5 項の検査結果報告書を提出すること。

(事故処理及び報告義務)

第 9 条 本業務の施工中に事故が発生した時は、応急措置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び被害の内容等について直ちに監督職員に報告しなければならない。

(施設の損傷)

第 10 条 受注者は施工にあたり、施設に損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。損傷を及ぼした場合は、受注者の負担で原形に復旧すること。

(整理整頓)

第 11 条 本業務の施工期間中、機械工具、資材等はその都度整理し、現場内は常に整理整頓しておかなければならない。

(後片付け)

第 12 条 本業務の完了後は、速やかに不要資材や仮設物を搬出して現場を清掃するものとする。

(廃棄物の処理)

第 13 条 本業務で発生した廃棄物は、関係法令に基づき、受注者の責任において適切に処分しなければならない。

(提出書類)

第 14 条 受注者は、以下の書類を提出し、その都度、承認・承諾を得なければならない。

- (1) 着手届 (2) 工程表 (3) 施工計画書 (4) 下請に係る書類
- (5) 使用材料承認申請書・承諾函 (6) 腸内細菌検査結果 (7) 作業日報
- (8) 管理写真 (9) 完成図書 2 部 (10) 取扱い説明書 2 部
- (11) 完了届 (12) その他監督職員が指示するもの

(暴力団排除に関する事項)

第 15 条 受注者は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 暴力団から不等要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監

督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を
行うこと。

- 2 暴力団等から不等要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速
やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、
速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

（暴力団排除に係る下請契約に関する事項）

第16条 受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければ
ならない。

- 1 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のあ
る業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請
契約の解除を求める場合もある。
- 2 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人
用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

（指示・承認）

第17条 仕様書、設計書、設計図面において、施工上明瞭でない箇所又は疑義を生じ
た場合は、監督職員と協議の上決定する。また、本設備の目的、機能、保安及
び法規上必要なものはすべて、受注者の負担で整備しなければならない。

（履行期間）

第18条 本業務の履行期間は契約締結日の翌日から150日間とする。

Ⅱ. 計器仕様

(1) 使用条件

- ① 測定流体：原水
- ② 管種：ダクタイル鋳鉄管 400A 配管厚さ 7.0 mm
ライニング材質 タールエポキシ ライニング厚さ 0.4 mm
- ③ 測定流量：0～1200 m³/h
- ④ 測線数：1測線
- ⑤ 設置場所：検出器 地中流量計室内（圧送管取付）
変換器 地上1階展示棟室内（壁面取付）
- ⑥ 検出器～端子箱～変換器間の距離 約120 m

(2) 機器仕様

- ① 測定方式：超音波流量計
- ② 変換器取付：壁掛型
- ③ 適用流体：原水、濁度10000度以下
- ④ 変換器電源：AC100V±10% 50/60Hz
- ⑤ アナログ出力：DC4～20 mA
- ⑥ 故障出力視点：有
- ⑦ パルス出力：有

(3) 既設機器

- ① 製造者：株式会社ソニック製
- ② 型式：変換器 LF-2000
検出器 LFT-10
端子箱 LFB-50
- ③ 製造年：2009年製

設 計 書

業 務 名 : 放光寺浄水場 2 系返送流量計修繕
業 務 場 所 : 久留米市 山本町豊田 放光寺浄水場
工 期 : 契約締結日の翌日から150日間
施 工 概 要 : 本業務は、放光寺浄水場の老朽化した 2 系返送流量計の取替を行うものである。

超音波流量計取替	1 台
上記に伴う配管配線取替	1 式
試運転調整	1 式
発生材処分	1 式

参考数量

設 計 部 課 名 : 久留米市企業局上下水道部浄水管理センター

総括書

放光寺浄水場 2 系返送流量計修繕

久留米市企業局

P1

名 称 / 規 格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
A. 直接修繕費					
放光寺浄水場 2 系返送流量計修繕	1	式			第1号内訳書
計					
B. 間接修繕費					
(1) 共通仮設費	1	式			
(2) 現場管理費	1	式			
(3) 一般管理費	1	式			
計					
C. 修繕価格					
D. 消費税及び地方消費税の額					10%
E. 本修繕費					

第1号内訳書

放光寺浄水場 2 系返送流量計修繕

久留米市企業局

P2

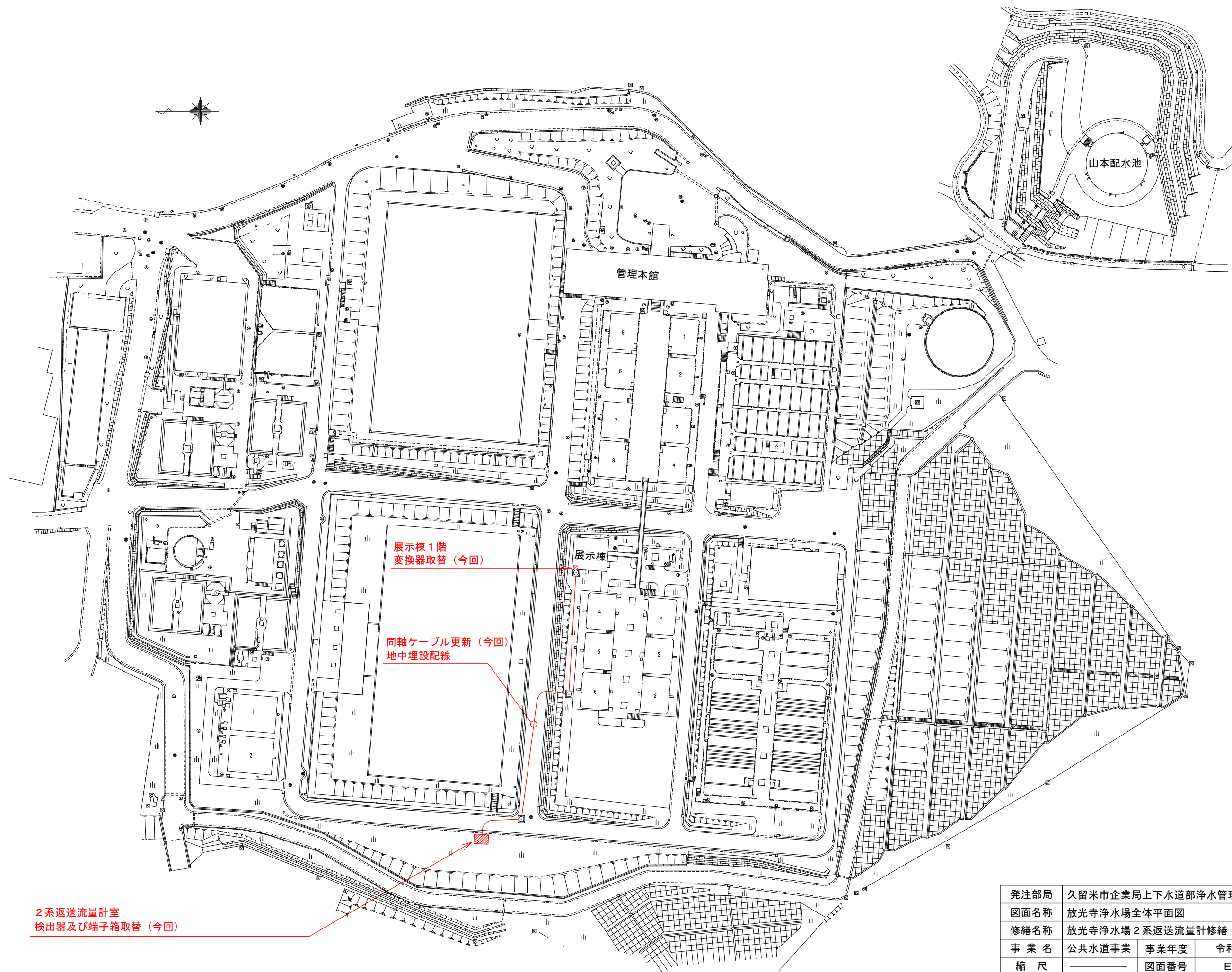
名 称	規格/材質	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
超音波流量計	400A 1測線 変換器・検出器・取付金具含む	1	台			
専用同軸ケーブル	5C-2WAE 2本1組	120	m			
取付費		1	式			
撤去費		1	式			
試運転調整費		1	式			
発生材処分	運搬・処分共	1	式			
小計						

放光寺浄水場 2 系返送流量計修繕

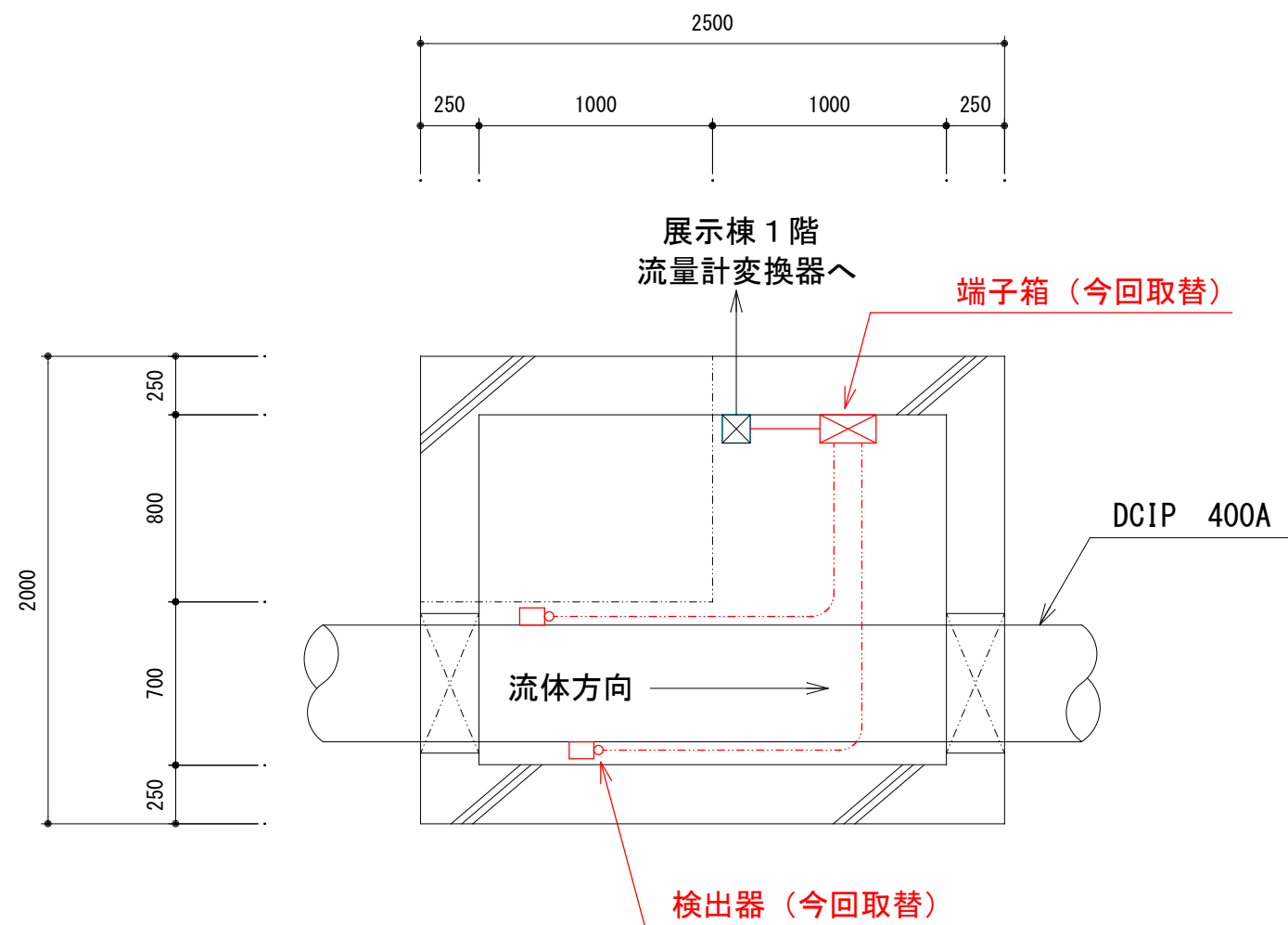
図面リスト

図面番号	図面名称
E－01	図面リスト
E－02	放光寺浄水場全体平面図
E－03	2系返送流量計室平面図・断面図

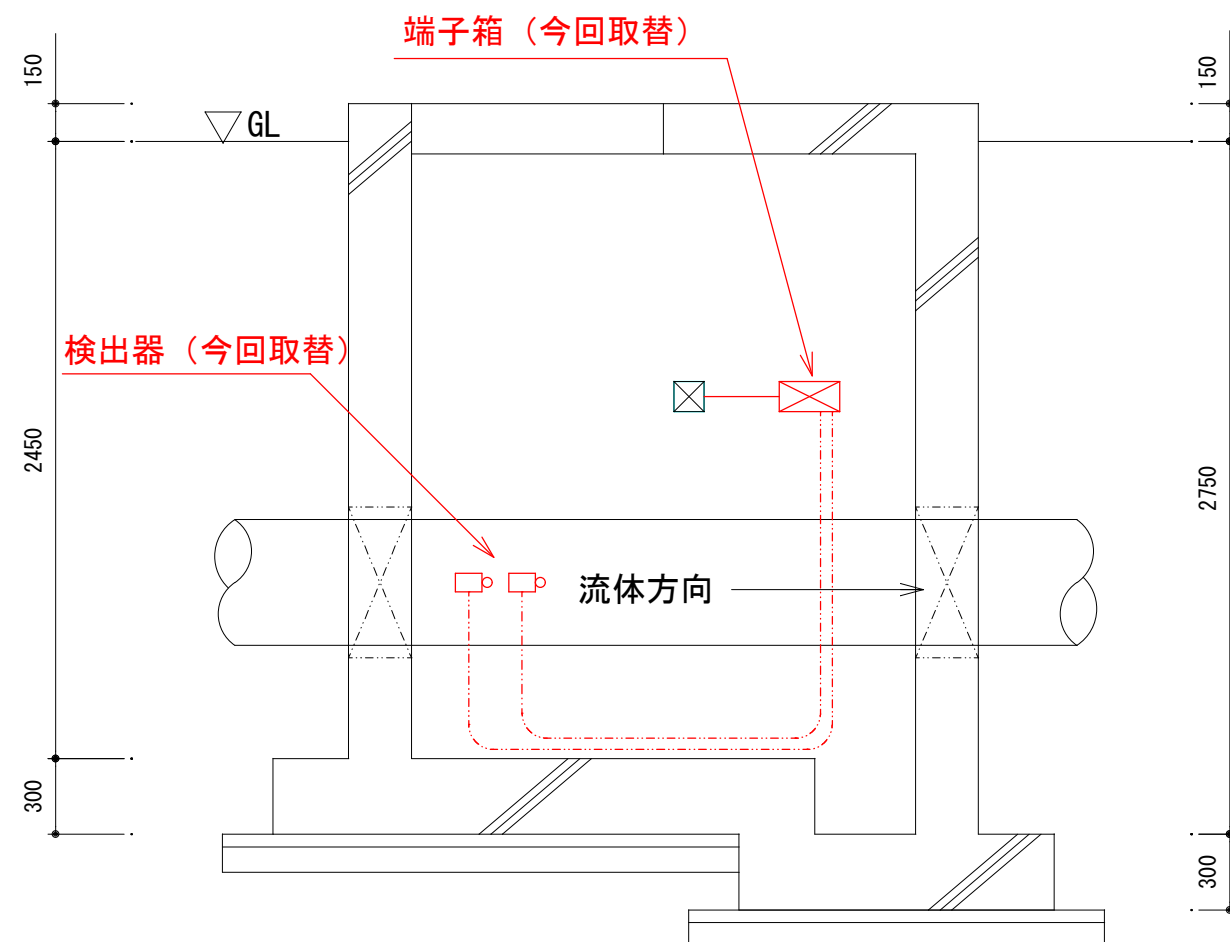
発注部局	久留米市企業局上下水道部浄水管理センター		
図面名称	図面リスト		
修繕名称	放光寺浄水場 2 系返送流量計修繕		
事業名	公共水道事業	事業年度	令和 8 年度
縮尺	—————	図面番号	E－01



発注部局	久留米市企業局上下水道部浄水管理センター		
図面名称	放光寺浄水場全体平面図		
修繕名称	放光寺浄水場2系返送流量計修繕		
事業名	公共水道事業	事業年度	令和8年度
縮尺	—————	図面番号	E-02



2系返送流量計室 平面図



2系返送流量計室 断面図

発注部局	久留米市企業局上下水道部浄水管理センター		
図面名称	2系返送流量計室平面図・断面図		
修繕名称	放光寺浄水場2系返送流量計修繕		
事業名	公共水道事業	事業年度	令和8年度
縮尺	1/15	図面番号	E-03